

新地町農業集落排水施設維持管理業務委託

(複数年)

特記仕様書

令和7年10月

新 地 町

この特記仕様書は、新地町（以下「発注者」という。）が実施する、新地町農業集落排水施設維持管理業務委託（複数年）（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受注者」という。）の、募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「設計図書」という。）。

- ①募集説明書
- ②一般仕様書
- ③業務要求水準及び業務内容書
- ④提案評価基準
- ⑤様式集

参加者は、設計図書の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 施設概要	1
第3条 業務の引継ぎ	1
第4条 経費の負担	2
別紙-1	3
別紙-2	4
別紙-3	6
別紙-4	8
別紙-5	9

第1章 総則

第1条 目的

この特記仕様書は、新地町農業集落排水施設維持管理業務委託（複数年）一般仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2条 施設概要

一般仕様書第3条の2に定める対象施設については、別紙-1、別紙-5を参照し、主要機器については別紙-2を参照する。

第3条 業務の引継ぎ

一般仕様書第17条に定める業務の引継ぎについて、次のとおりとする。

1. 引継ぎ方法

- ① 移行期間における引継ぎは受注者の負担により発注者及び次期受注者に実施するものとする
- ② 受注者は事業着手前に、現受注者若しくは発注者より、本事業に係る引継ぎを受けるものとする。

2. 実施計画

① 発注者の役割

(ア) 移行期間における教育訓練は受注者が主体的実施すものとし、発注者は受注者の要求する教育訓練に関する情報提供への協力、及び指導を行うものとする。

② 基本実施計画

- (ア) 受注者は契約締結後、直ちに教育訓練が実施できる体制を準備すること。
- (イ) 受注者は、教育訓練に必要とする情報及び指導の基本事項をまとめ、契約締結後直ちに教育訓練に関する基本実施計画を作成し、発注者に提出すること。
- (ウ) 発注者と受注者は、受注者が提出した基本実施計画について3日以内に検討・協議し、受注者はこれに基づいて教育訓練を実施する。
- (エ) 実施計画に変更があるときは、変更当事者が当該教育訓練実施の7日前まで相手方に通知すること。

3. 実施内容

移行期間の主目的は、受注者の本施設に関する習熟にある。受注者は移行期間において業務実施に関し必要な教育・訓練を行うものとし、発注者は受注者が行う教育・訓練に協力するものとする。

① 本施設の運転スキル等の習得

- (ア) 完成図書、設計及び現地等による本施設能力備機・仕様等の把握
- (イ) 施設配置図、平面及び現地等による本施設の設備機器位置等の把握
- (ウ) 計装プロセスフロー、施設プロセスフロー等による自動化の程度、制御システム・運転操作方法などの把握
- (エ) 過去の下水量の実績（時間毎、月毎、季節毎等の年間実績）による本施設の水量に係わる特性を把握
- (オ) 過去の故障内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握
- (カ) 下水の水質変動及びデータ実績、下水処理工程における水質実績、放流水質の変動及びデータ実績による本施設の特性の把握
- (キ) 水質検査項目、採水場所、頻度等の把握

② 業務実施に関する整備等

- (ア) 運営期間における業務計画書、緊急時対応計画書の策定

- (イ) 当該年度における業務計画書、緊急時対応計画書の策定
- (ウ) 業務報告に関する書式の作成
- (エ) 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成
- (オ) その他、受注者又は発注者が業務実施上で必要とする事項

3. 実施体制

移行期間における実施体制は、以下を適用する。

①発注者の体制

- (ア) その他、受注者又は発注者が業務実施上で必要とする事項
- (イ) 移行期間（契約発効日から令和8年3月31日までの間）の教育指導は、発注者の業務実施体制により実施する。

②受注者の体制

- (ア) 受注者は、教育訓練の基本実施計画に基づいた、教育訓練が実施できる体制を準備すること。
- (イ) 受注者は、移行期間中に前項の事項その他必要な事項について習得し、移行期間終了の翌日から、この契約の全てを履行できるよう教育訓練体制を準備すること。

4. その他

移行期間の実施にあたって疑義ある場合は、発注者及び受注者は、相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。

第4条 経費の負担

一般仕様書第27条に定める受注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- ①机、椅子、書棚、ロッカ、パソコン、プリンター、コピー機等の新たな事務備品（ただし、現在、浄化センター内にある備品は貸与する。）
- ②各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- ③ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- ④各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- ⑤設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。（特殊工具及び調整・整備に係る資材等を含む。）
- ⑥モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- ⑦電話・FAX及びインターネット環境の新たな設置（既存環境は貸与する。）
- ⑧別紙-4に定める水質分析用薬品。
- ⑨以下に定める固定費については、発注者の負担とする。

経費負担(固定費)

項目
① 上水道
② 通信費
③ 電力

別紙-1

農業集落排水処理施設概要

施設名	福田処理場	真弓処理場	今泉処理場
住所	福田字清水 179-2	真弓字閩崎 38	今泉字鹿野 276-2
流入方式	分流式	分流式	分流式
処理方式	連続流入間欠曝気法	JARUS 14 型	接触ばっ気方式
計画処理水量	計画処理人口 590 人 (131 戸)	計画処理人口 510 人 (115 戸)	計画処理人口 300 人 (62 戸)
計画流入水量 m ³ /日	177	153	90
汚泥処理方式			
濃縮方式	重力濃縮	重力濃縮	重力濃縮
脱水方式	—	—	—
放流先	農業用排水路	農業用排水路	農業用排水路
計画水質			
流入 BODmg/L	264	206	211
流入 SSmg/L	254	172	151
放流 BODmg/L	20	20	20
放流 SSmg/L	50	50	50

マンホールポンプ場

【福田地区】

No.	マンホールポンプ場名	基数	吐出量	規格
1	中継ポンプ	2	0.320 m ³ /min	1.5 Kw
2	福田宝来橋マンホールポンプ場	2	0.159 m ³ /min	0.75 Kw
3	清水マンホールポンプ場	2	0.320 m ³ /min	0.75 Kw

【真弓地区】

No.	マンホールポンプ場名	基数	吐出量	規格
1	中継ポンプ	2	0.450 m ³ /min	1.5 Kw
2	真弓マンホールポンプ場 1 号	2	0.159 m ³ /min	2.2 Kw
3	真弓マンホールポンプ場 2 号	2	0.159 m ³ /min	2.2 Kw
4	真弓マンホールポンプ場 3 号	2	0.159 m ³ /min	3.7 Kw
5	真弓マンホールポンプ場 4 号	2	0.159 m ³ /min	1.5 Kw
6	真弓マンホールポンプ場 5 号	2	0.204 m ³ /min	2.2 Kw

【今泉地区】

No.	マンホールポンプ場名	基数	吐出量	規格
1	中継ポンプ	2	0.224 m ³ /min	3.7 Kw

別紙-2

本施設の主要機器概要（農業集落排水施設）

福田処理場

機器名称	機械 No.	仕様	
自動粗目スクリーン	1	目開 50mm	0.025 kw
破砕機	1	200～1200m ³ /D	0.2 kw
水中攪拌ポンプ	1	エジェクター方式	2.2 kw
流量調整ポンプ	1, 2	吐出量 0.111m ³ /min	0.75 kw
自動微細目スクリーン	1, 2	23m ³ /H	0.025 kw
しき脱水機	2	スクリュースプレス	0.1 kw
スパロータ	1, 2	2.39m ³ /min	3.7 kw
搔寄機	1	中央懸垂形	0.4 kw
スカムポンプ	1	0.1m ³ /min	0.75 kw
散水ポンプ	1	0.07m ³ /min	1.5 kw
放流ポンプ	1	0.17m ³ /min	0.75 kw
脱臭用供給ポンプ	1	0.0038m ³ /min	0.4 kw
脱臭用薬品ユニット	1	ダイヤフラム式ポンプ	0.015 kw
曝気沈砂槽用ブロワ	1	陸上用ルーツブロワ 0.08m ³ /min	0.4 kw
エアリフト用ブロワ	1	陸上用ルーツブロワ 0.53m ³ /min	1.5 kw
汚泥貯留槽用ブロワ	1	陸上用ルーツブロワ 0.545m ³ /min	1.5 kw
余剰汚泥引抜ポンプ	1	横型自吸式・ディスク無段変速機	1.5 kw

真弓処理場

機器名称	機械 No.	仕様	
スクリーンユニット	1	ECUF-11型 目幅 1.0mm 能力 6.5m ³ /h 0.2kw(スクリーン) 0.4kw(脱水機) 1.1kw(循環ポンプ)	
微細目スクリーン(副水路用)	1	目開 2.0mm	
水中攪拌機	1	SM750 0.75kw 4.4A	
流量調整ポンプ	2	CVL501 0.75kw 4.4A 0.32m ³	
曝気沈砂槽ブロワ	1	ARH20S 0.4kw 圧力 26.5kpa 風量 0.172m ³ /min	
汚泥貯留槽用ブロワ	1	ARH40S 2.2kw 圧力 48.1kpa 風量 0.759m ³ /min	
エアリフト用ブロワ	1	ARH32S 1.5kw 圧力 44.2kpa 風量 0.262m ³ /min	
曝気槽用ブロワ	3	ARH50S 3.7kw 圧力 44.2kpa 風量 1.22m ³ /min	
曝気攪拌装置	1	Sj22-p 2.2kw 13.6A	
散水ポンプ	1	AH50J 0.75kw 3.9A	
脱臭装置用ポンプ	1		
脱臭装置	1	ろ過機 9m ³ /h(最大) 塩素点滴装置 6w 25cc/min 4.5kg/cm ²	

薬注タンク	1	
局所排気ファン	1	
消毒槽ファン	1	
処理室排気ファン	4	
ブロワ室ファン	1	

今泉処理場

機 器 名 称	機械 No.	仕 様	
流入ポンプ	1, 2	吐出量 0.224m ³ /min	3.7 kw
微細目スクリーン	1	目開 2.0mm	25 w
流量調整ポンプ	1, 2	吐出量 0.16m ³ /min	0.4 kw
曝気ブロワ	1, 2	ARH65S 風量 2.66m ³ /min	3.7 kw
攪拌用ブロワ	1	ARH25S 風量 0.40m ³ /min	0.75 kw

別紙-3

農業集落排水事業の放流水質等調査に関する事項

1. 水質等検査業務（福田処理場、真弓処理場）

No.	検査項目	放流水
		回／年
1	水素イオン濃度(pH)	2
2	生物学的酸素要求量(BOD)	2
3	化学的酸素要求量(COD)	2
4	浮遊物質(SS)	2
5	大腸菌数	2
6	ノルマルヘキサン抽出物	1
7	窒素含有量	2
8	リン含有量	2
9	フェノール類	1
10	銅及びその化合物	1
11	亜鉛及びその化合物	1
12	鉄及びその化合物(溶解性)	1
13	マンガン及びその化合物(溶解性)	1
14	全クロム	1
15	カドミウム及びその化合物	1
16	シアン化合物	1
17	有機燐化合物	1
18	鉛及びその化合物	1
19	六価クロム化合物	1
20	ひ素及びその化合物	1
21	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1
22	アルキル水銀化合物	1
23	ポリ塩化ビフェニル	1
24	トリクロロエチレン	1
25	テトラクロロエチレン	1
26	四塩化炭素	1
27	1,1,1-トリクロロエタン	1
28	ジクロロメタン	1
29	1,2-ジクロロエタン	1
30	1,1-ジクロロエチレン	1
31	シス-1,2-ジクロロエチレン	1
32	1,1,2-トリクロロエタン	1
33	1,3-ジクロロプロペン	1
34	ベンゼン	1
35	チウラム	1
36	シマジン	1
37	チオベンカルブ	1
38	セレン及びその化合物	1

39	ふっ素及びその化合物	1
40	ほう素及びその化合物	1
41	アンモニア性窒素	1
42	硝酸性窒素	1
43	亜硝酸性窒素	1
44	1,4-ジオキサン	1
45	ニッケル	1

2. 水質等検査業務（今泉処理場）

No.	検査項目	放流水
		回／年
1	水素イオン濃度(pH)	2
2	生物学的酸素要求量(BOD)	2
3	化学的酸素要求量(COD)	2
4	浮遊物質(SS)	2
5	大腸菌数	2

※表記は法令上実施するものであるが、運転管理上行う簡易検査等については受注者負担とする。

3. 浄化槽検査（11条検査）

検査立会：福島県浄化槽協会

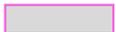
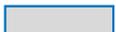
施設区分	人槽	回数
福田処理場	590	1回／年
真弓処理場	510	1回／年
今泉処理場	300	1回／年

別紙-4

水質分析用薬品

品名	品番・名称	使用機器
水質分析用薬品	硫酸	特級 500mL
	N/40 過マンガン酸カリウム	0.005mol/L
	N/40 シュウ酸ナトリウム	0.0125mol/L
	20w/v%硝酸銀水溶液	500mL
	塩酸	特級 500mL
	pH4 標準液	pH4
	pH7 標準液	pH7
	残留塩素測定用 DPD 試薬	
	アクアチェック (A)	アンモニア
	アクアチェック (N)	硝酸・亜硝酸

公共下水道区域図
 農業集落排水区域図
 位置図 福島県 新地町

凡 例	
	公共下水道区域
	農業集落排水区域

